

2. 下水道整備計画

(1) 舞鶴市の下水道の概要

本市の下水道は、昭和 33 年度に東・中・西の三処理区あわせて 876.3ha（計画処理人口 147,990 人）の区域を都市計画決定し、同年、東処理区の一部の区域 63.8ha（計画処理人口 15,500 人）について一部合流式で事業認可を受けた。事業着手は昭和 35 年度で、管渠工事を先行させ、昭和 38 年度に処理場の認可を受けて建設に着手し、昭和 40 年度にし尿処理を開始、昭和 44 年 4 月には下水処理を開始した。

その後、昭和 50 年 3 月に告示された京都府水質環境基準の水域類型の指定を踏まえ、舞鶴湾の水質保全を目的とし昭和 54 年度に高級処理（二次処理）に変更した。さらに昭和 57 年に基本計画（見直し）を策定し、現市街化区域の大部分の区域約 1,896ha（計画処理人口 100,000 人）を整備することとした。昭和 59 年度には西処理区で事業着手し、平成 7 年 5 月に供用を開始した。中地区は平成 7 年度から着手し、平成 9 年 6 月に供用開始した。現在は処理区域の拡大に努めている。

周辺部では、昭和 57 年度から特定環境保全公共下水道事業に着手したのを始めとして、漁業集落排水事業、農業集落排水事業、公設浄化槽事業の各手法で地区ごとに整備を進めている。

京都府においては「若狭湾西部流域別下水道整備総合計画」（昭和 63 年 5 月）及び「京都府水洗化総合計画」（平成 3 年 3 月）が、最近ではいずれも平成 28 年 3 月に改定されている。本市の水洗化総合計画についても上位計画を踏まえ、随時見直しを行っている。

(2) 舞鶴市水洗化総合計画

本市では生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と快適で住みよい生活環境づくりを図るために、平成 6 年 3 月に作成された「舞鶴市下水道整備基本構想」を基本として、公共下水道事業区域以外についても、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業等で全戸水洗化を目指し、平成 8 年 3 月に「舞鶴市水洗化総合計画」を策定した。その後、社会情勢の変化により計画人口や事業手法など 4 度の計画見直しを行ったが、刻々と変化する社会情勢に対応するため、目標年度、計画処理人口、総事業費を見直し、平成 27 年 3 月に下水道ビジョンの策定とあわせて改定した。

水洗化総合計画総括表（概要）

事業種別	処理区数・箇所数	計画処理人口
公共下水道事業	2	74,650
特定環境保全公共下水道事業	3	1,090
漁業集落排水事業	3	330
農業集落排水事業	8	1,970
浄化槽整備事業	44	3,850
総合計	60	81,890

※ 計画人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成 32 年度推計人口 81,890 人を H25 の現況人口比で按分

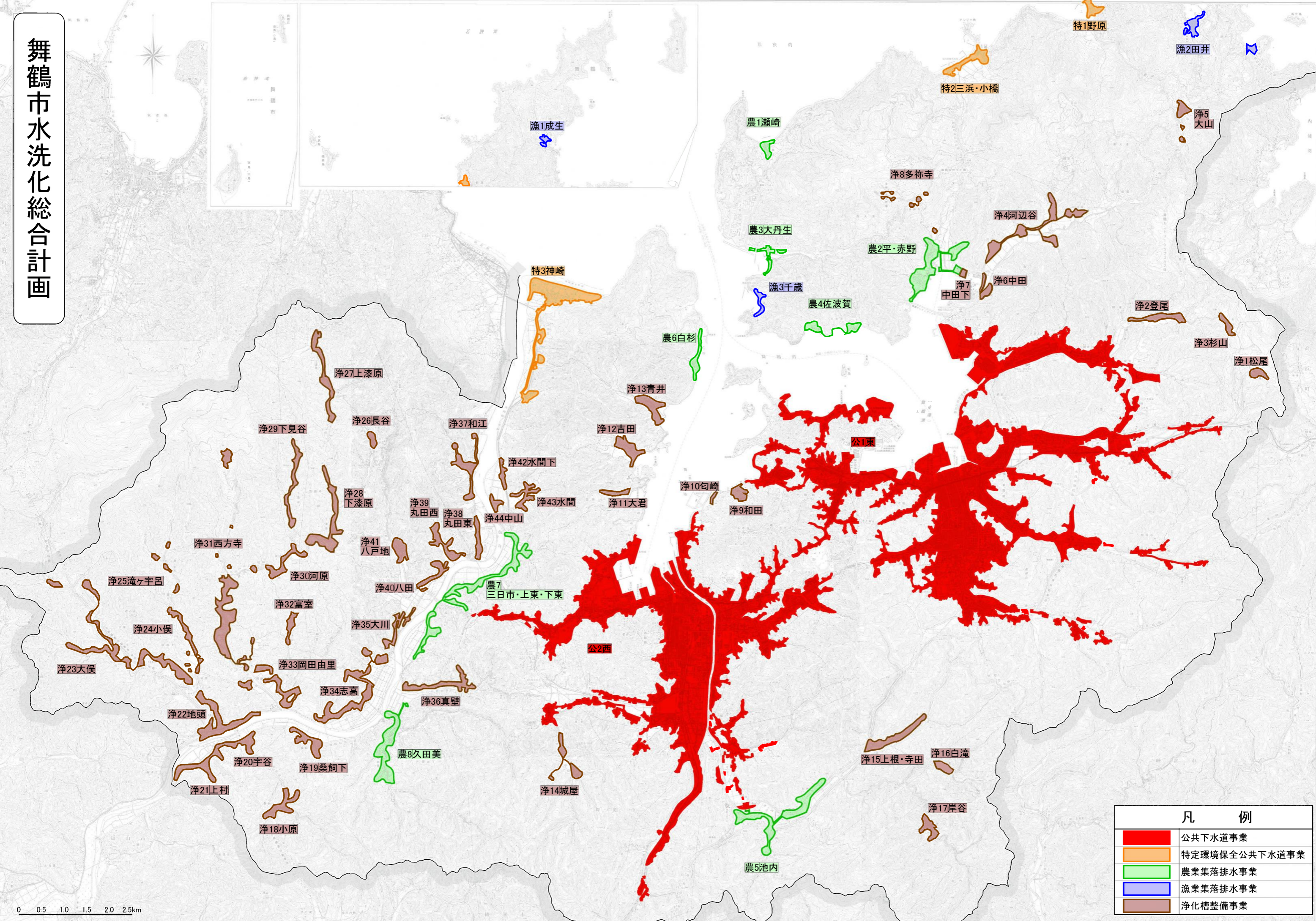
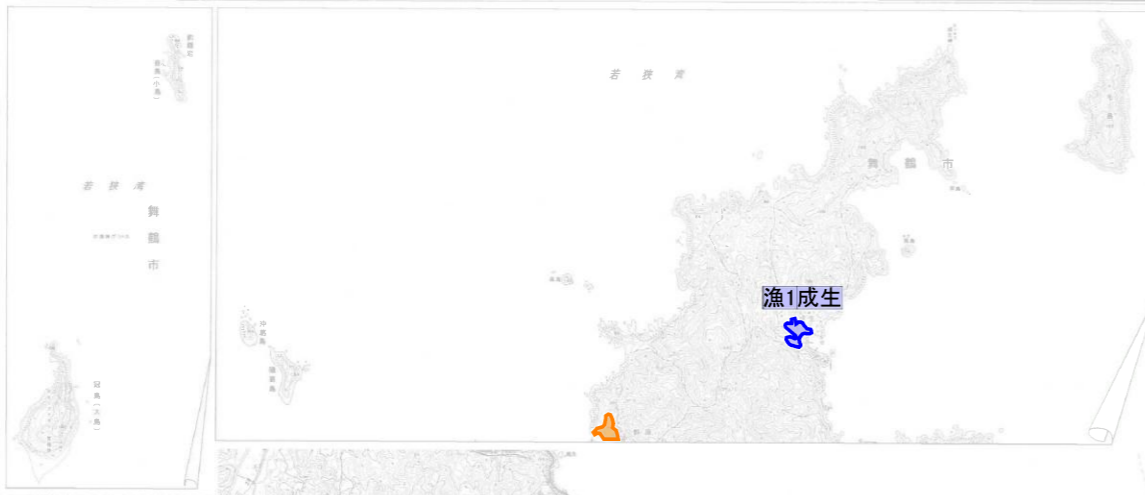
舞鶴市水洗化総合計画総括表

番号	処理区・地区	人口	
		計画	現況
公共下水道			
公01	東	44,980	45,447
公02	西	29,670	30,457
小計	2 処理区	74,650	75,904
特定環境保全公共下水道			
特01	野原	240	240
特02	三浜・小橋	320	301
特03	神崎	530	516
小計	3 処理区	1,090	1,057
農業集落排水			
農01	瀬崎	80	86
農02	平・赤野	330	334
農03	大丹生	120	107
農04	佐波賀	130	142
農05	池内	490	491
農06	白杉	110	107
農07	三日市・上東・下東	380	371
農08	久田美	330	327
小計	8 地区	1,970	1,965
漁業集落排水			
漁01	成生	50	56
漁02	田井	170	161
漁03	千歳	110	116
小計	3 地区	330	333
浄化槽			
浄01	松尾	20	18
浄02	登尾	100	102
浄03	杉山	50	41
浄04	河辺谷	310	294
浄05	大山	60	54
浄06	中田	40	39
浄07	中田下	20	23
浄08	多祢寺	20	21
浄09	和田	10	4
浄10	匂崎	10	6
浄11	大君	30	29
浄12	吉田	90	102
浄13	青井	130	141
浄14	城屋	120	127
浄15	上根・寺田	110	98
浄16	白滝	30	29
浄17	岸谷	50	44
浄18	小原	70	59

番号	処理区・地区	人口	
		計画	現況
浄19	桑飼下	110	96
浄20	宇谷	90	93
浄21	上村	60	54
浄22	地頭	150	153
浄23	大俣	170	176
浄24	小俣	50	43
浄25	滝ヶ宇呂	20	16
浄26	長谷	10	6
浄27	上漆原	70	70
浄28	下漆原	50	46
浄29	下見谷	40	36
浄30	河原	30	32
浄31	西方寺	140	141
浄32	富室	70	68
浄33	岡田由里	160	163
浄34	志高	380	363
浄35	大川	60	52
浄36	真壁	70	71
浄37	和江	140	137
浄38	丸田東	100	82
浄39	丸田西	120	116
浄40	八田	90	86
浄41	八戸地	110	103
浄42	水間下	70	47
浄43	水間	120	111
浄44	中山	30	33
浄他	その他	70	65
小計	44 地区	3,850	3,690
総計			
		81,890	82,949

1. 「現況」は平成29年度末の値（住民基本台帳、外国人を含む）
2. 「計画」は、国立社会保障・人口問題研究所の平成32年度推計人口81,892人を平成25年度末の人口の比率で配分（10人単位で丸め）
3. 「浄他(その他)」は浄化槽事業の対象とならない施設等の合計値

舞鶴市水洗化総合計画



凡 例	
■	公共下水道事業
■	特定環境保全公共下水道事業
■	農業集落排水事業
■	漁業集落排水事業
■	浄化槽整備事業

0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km

(3) 公共下水道事業計画

①公共下水道事業計画

公共下水道は昭和 33 年度に事業認可を受けて、事業計画区域を拡大しながら整備を行っている。公共下水道事業の全体計画及び事業計画は次のとおりである。

処理区名	全体計画			事業計画			備考
	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	汚水量 (m ³ /日)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	汚水量 (m ³ /日)	
東	44,086	1311.6	22,500	46,581	1311.6	24,000	
西	25,282	983.9	15,500	28,599	959.4	15,800	
計	69,368	2,295.5	38,000	75,180	2,271.0	39,800	

②特定環境保全公共下水道事業計画

特定環境保全公共下水道は、昭和 58 年度に野原処理区、平成 11 年度に神崎処理区、平成 12 年度に三浜・小橋処理区の事業認可を受け整備に着手し、平成 21 年度にはすべての処理区で整備が完了している。



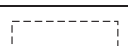


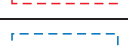
この処理区の全体計画及び事業計画は次のとおりである。

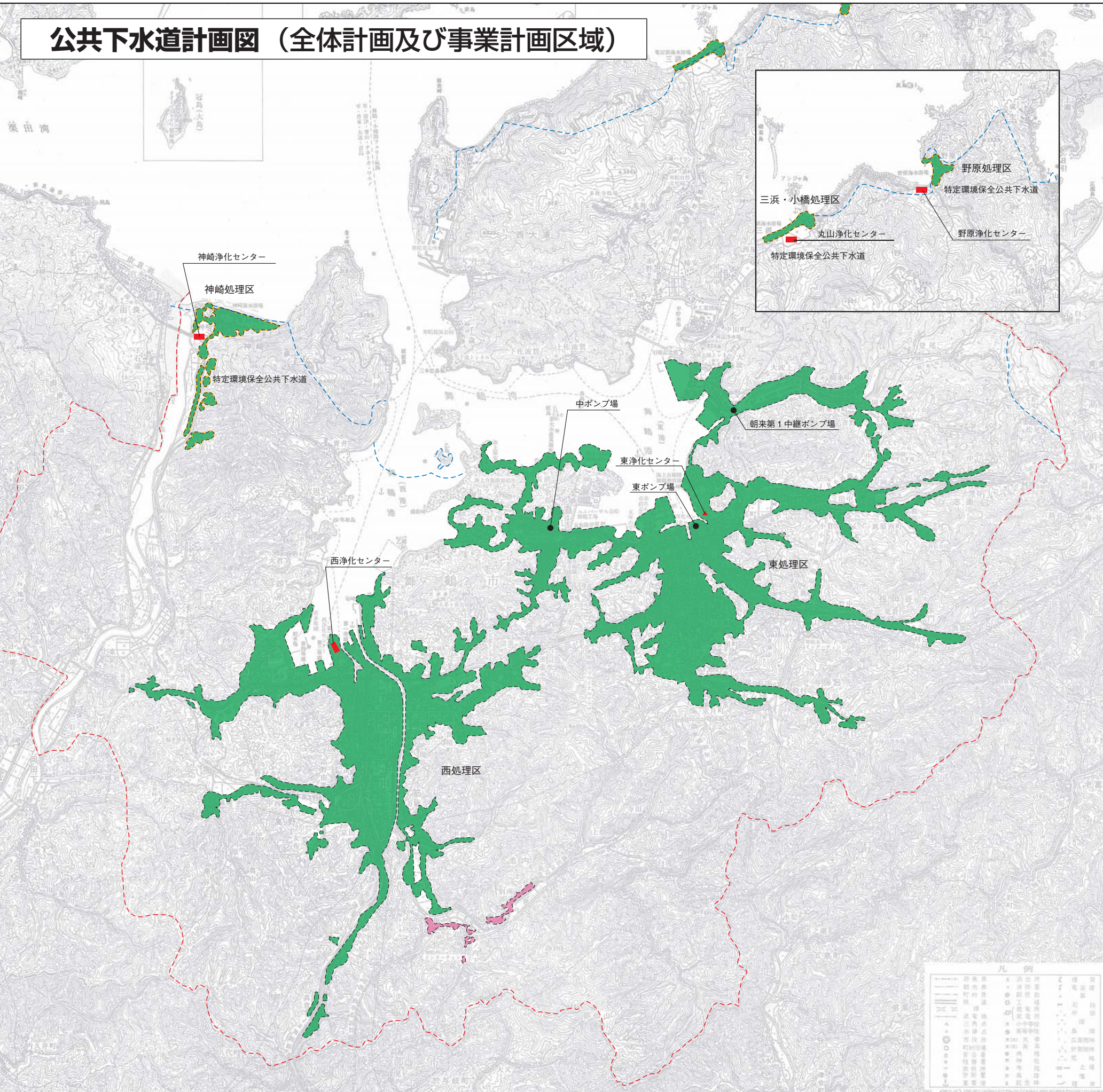
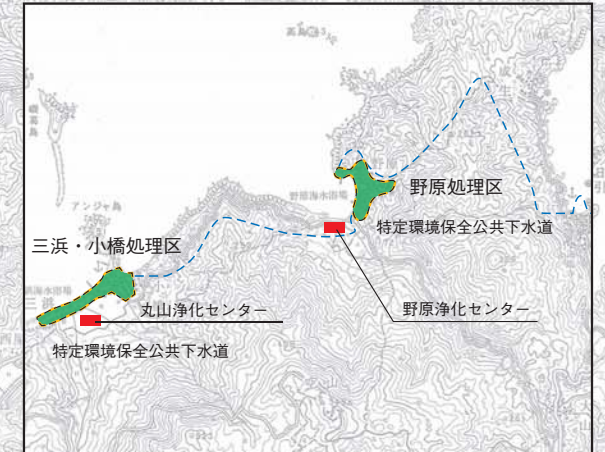
処理区名	全体計画			事業計画			備考
	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	汚水量 (m ³ /日)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	汚水量 (m ³ /日)	
野原	(1,100) 280	7.5	350	(1,100) 280	7.5	350	H23.6.20 変更
三浜・小橋	(3,180) 490	12.0	530	(3,180) 490	12.0	530	
神崎	(5,750) 760	51.4	590	(5,750) 760	51.4	590	
計	(10,030) 1,530	70.9	1,470	(10,030) 1,530	70.9	1,470	

※ (処理人口) は観光人口を含む計画人口

※ 水洗化総合計画とは異なる

公共下水道計画図（全体計画及び事業計画区域）

凡 例	
	全体計画区域
	事業計画区域
	処理区域界(公共下水道)
	処理区域界(特定環境 保全公共下水道)
	都市計画区域
	自然公園区域



公共下水道

処理区別	全体計画区域	都市計画決定区域	事業計画
東	1311.6ha	1311.6ha	1311.6ha
西	983.7ha	959.4ha	959.4ha

特定環境保全公共下水道

処理区別	全体計画区域	事業計画
野原	7.5ha	7.5ha
三浜・小橋	12.0ha	12.0ha
神崎	51.4ha	51.4ha

凡 例	
	公共下水道
	特定環境保全公共下水道
	ポンプ場
	浄化センター
	処理区
	境界線
	都市計画区域
	自然公園区域

1:50,000

(4) 集落排水事業計画

① 漁業集落排水事業計画

漁業集落排水処理施設整備は、平成 4 年度に成生地区、平成 6 年度に千歳地区、平成 7 年度に田井地区に着工、平成 12 年度に田井（水ヶ浦）、千歳地区を供用開始し、計画のすべての地区で整備が完了している。

地区名	人口 (人)	面積 (ha)	汚水量 (m ³ /日)
成 生	130	1.6	35.0
田 井	430	5.5	114.5
千 歳	200	3.6	54.0
計	760	10.7	203.5

※ 水洗化総合計画とは異なる

※ 田井地区のうち水ヶ浦の整備は個別排水処理施設整備事業（地方単独事業）で実施した

② 農業集落排水事業計画

農業集落排水整備事業は、平成 24 年 7 月に白杉地区が供用開始し、計画の 8 地区すべての整備が完了している。

地区名	人口 (人)	面積 (ha)	汚水量 (m ³ /日)
瀬 崎	150	4.0	41
大 丹 生	230	6.0	62
平・赤 野	660	26.9	179
久 田 美	530	21.0	144
池 内	730	24.5	198
佐 波 賀	190	5.4	51
三日市・上東・下東	470	23.5	127
白 杉	130	3.9	35
計	3,090	115.2	837

※ 水洗化総合計画とは異なる

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業計画

本市では各地域における生活排水処理方式を、それぞれの地理的条件、効率性、経済性等を勘案して決定しているが、この中で集合処理方式が適さないとされた地域を浄化槽整備事業地区と定め、合併処理浄化槽設置事業により整備を行っている。平成17年度から取り組み、設置を進めている。

合併処理浄化槽設置事業における取組地区は次のとおりである。

番号	地区	計画人口
浄01	松尾	20
浄02	登尾	100
浄03	杉山	50
浄04	河辺谷	310
浄05	大山	60
浄06	中田	40
浄07	中田下	20
浄08	多祢寺	20
浄09	和田	10
浄10	匂崎	10
浄11	大君	30
浄12	吉田	90
浄13	青井	130
浄14	城屋	120
浄15	上根・寺田	110
浄16	白滝	30
浄17	岸谷	50
浄18	小原	70
浄19	桑飼下	110
浄20	宇谷	90
浄21	上村	60
浄22	地頭	150
浄23	大俣	170

番号	地区	計画人口
浄24	小俣	50
浄25	滝ヶ宇呂	20
浄26	長谷	10
浄27	上漆原	70
浄28	下漆原	50
浄29	下見谷	40
浄30	河原	30
浄31	西方寺	140
浄32	富室	70
浄33	岡田由里	160
浄34	志高	380
浄35	大川	60
浄36	真壁	70
浄37	和江	140
浄38	丸田東	100
浄39	丸田西	120
浄40	八田	90
浄41	八戸地	110
浄42	水間下	70
浄43	水間	120
浄44	中山	30
浄他	その他	70
総計		3,850

(6) (個人設置)合併処理浄化槽設置事業

公共下水道事業等の集合処理方式による事業地域及び公設浄化槽事業区域以外の地域については、(個人設置)合併処理浄化槽設置事業補助制度により設置者に対して補助金を交付して、設置を促進し公共用水域の保全等に努めている。